

[illegible]

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員を対象に譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に基づき、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

(1)	払 込 期 日	2025 年 8 月 29 日
(2)	発 行 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 24,959 株
(3)	発 行 価 額	1 株につき 481 円
(4)	発 行 総 額	12,005,279 円
(5)	株式の割当ての対象者 及びその人数並びに割 り 当 て る 株 式 の 数	当社の従業員 25 名 24,959 株

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、福利厚生¹の拡充を図るとともに、対象従業員が当社株式を所有することにより、株主の皆様との一層の価値共有を進め、持続的な企業価値の向上を図ることを目的に、対象従業員を対象とする本制度に基づき、譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における本株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該本株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本新株式発行に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた本株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該本割当株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象従業員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象従業員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計12,005,279円（以下「本金銭債権」といいます。）、本株式24,959株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主の皆様との一層の価値共有を実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

本新株式発行においては、割当予定先である各対象従業員が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、本株式について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象従業員との間で締結される本割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

本新株式発行は、割当てを希望する対象従業員に対してのみ割り当てるものであり、当該割当てによって対象従業員の賃金が減額されることはありません。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年8月29日～2028年8月28日

上記に定める譲渡制限期間において、対象従業員は、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除いたします。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が任期満了又は定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含みます。）により退任又は退職した場合には、対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものといたします。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月の翌月から対象従業員の退任又は退職の日を含む月までの月数を36で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）といたします。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得するものといたします。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得するものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除するものといたします。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得するものといたします。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制

限期間中は、対象従業員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとしています。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、割当予定先に支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月15日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所グロース市場における本株式の終値である481円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上